

2009年度当初予算編成と 施策に関する要望書

2008年11月27日
日本共産党大阪府議会議員団

2009年度当初予算編成と施策に関する要望書

2008年11月27日
日本共産党大阪府議会議員団

年所得300万円以下の世帯が府内で140万を超え、全世帯の37%に達するなど、「貧困と格差」が深刻な広がりをみせている。後期高齢者医療制度の導入など、政府による医療・社会保障制度の相次ぐ改悪、高齢者、障害者や低所得者層にまで及ぶ増税と負担増は、必要な医療、福祉さえ受けられない事態まで生み出している。

大阪経済の足腰を担う中小企業者の営業は、「いざなぎ越え」と言われた時期にも深刻な事態が続き、2001年以降の5年間で府内事業所の11.5%に及ぶ5万5千事業所が減少した。

その上、アメリカ発の金融危機は、日本経済にも深刻な影響を広げ、大阪の経済、府民生活は、一層、深刻な危機に直面している。

今、大阪府は、政府に社会保障抑制路線の転換、内需拡大による経済発展を迫るとともに、「住民の福祉と暮らしを守る」という地方自治体本来の役割を果たし、府民生活を守り、大阪の活力のために全力を尽くさなければならない。

ところが府は、「大阪維新プログラム(案)」を策定し、福祉や医療、中小企業振興をはじめ、文化、教育関連の施策まで廃止・削減の大なたをふるい、府民生活への「総攻撃」を始めた。「大阪維新プログラム(案)」が、府の財政危機をことさら強調し、府政にとって一番重要な府民生活の危機打開の課題を著しく軽視しているからに他ならない。一方で、不要不急の大型開発・高速道路整備などは採算が取れなくても進められようとしている。

今、「大阪維新プログラム(案)」を撤回し、府民の命と暮らし、中小企業者の営業を守り、次代の担い手を育てることを府政運営の柱に据えることが切実に求められている。

以上の立場から、「2009年度当初予算編成と施策に関する要望書」を提出する。具体化を図るよう強く求める。

基本方針

1. 「大阪維新プログラム(案)」は撤回し、府政運営の軸足を府民生活を守ることに置く。福祉・教育・文化・青少年施策は後退させず、充実・振興を図る。地域経済の振興は、中小商工業支援と福祉・生活密着型事業を中心にすすめる。
2. 財政再建は、不要不急の大型開発を中止・見直し、巨額の事業費を費やす高速道路建設などを止めることや、同和事業を完全終結すること、ムダのない、効率的な行政運営を確立することを基本にし、府民参加型で取り組む。
3. 大地震をはじめとする災害への備えは着実に前進させる。医師確保など救急医療体制の維持・充実に緊急に取り組み、公立病院を地域の拠点医療機関とする取り組みを市町

村とも協力して進める。

- 4．政府に対し、社会保障などに国としての責任を果たすとともに、財政難の地方へのしわ寄せでなく、地方交付税の充実等税財源を確保するよう求める。消費税を増税せず、食料品を非課税にする。

目次

第1章 総務部・政策企画部	1
(1) 府民本位の行政改革	1
(2) 災害対策	1
(3) 同和対策の完全終結	1
(4) 地方自治と庁舎のあり方	2
(5) 清潔・公正、民主的な府政	2
(6) 憲法を守り、アジアへの平和の発信	3
(7) 民主主義と基本的人権の尊重	3
第2章 生活文化部	3
(1) 私学教育	3
(2) 文化行政の推進	4
(3) 女性の社会参加促進と男女平等の実現、DV被害対策	4
(4) NPO活動	4
(5) 青年対策	5
(6) 大学	5
第3章 にぎわい創造部	5
第4章 健康福祉部	6
(1) 医療と介護の安心	6
(2) 高齢者福祉と生きがい	8
(3) 医師・看護師確保、地域医療体制の確立	8
(4) 保健・衛生、府民の健康	10
(5) 障がい者支援	11
(6) 低所得者対策	12
(7) 被爆者対策	13
(8) 子育て支援	13
(9) 地域コミュニティの充実	14

第5章 商工労働部	-----	15
（1）中小企業振興を大阪経済活性化の柱に	15
（2）雇用創出と正規雇用拡大、労働条件の改善	16
第6章 環境農林水産部	-----	17
（1）地球温暖化、ヒートアイランド対策、環境保全	17
（2）公害対策と被害救済	17
（3）ごみ減量と廃棄物対策	18
（4）農林漁業振興、安全な食料の供給	18
第7章 都市整備部	-----	20
第8章 住宅まちづくり部	-----	21
第9章 水道部	-----	22
第10章 教育委員会	-----	22
（1）教育行政	22
（2）義務教育	23
（3）高校教育	24
（4）支援教育	25
（5）社会教育・体育	25
第11章 公安委員会	-----	26

第1章 総務部・政策企画部

(1) 府民本位の行政改革

1. 行政改革は、くらしと中小企業を守り発展させることを目的とし、府民・職員の参加と協力の下に、ムダのない効率的な行政を築く方向ですすめる。
2. 「大阪維新プログラム(案)」、「財政再建プログラム(案)」を撤回し、将来ビジョン・大阪は、深刻な府民生活と中小企業の実態を改善するものにする。
3. 府民生活を圧迫する各種公共料金の値上げは行わない。
4. 財源対策として、以下の措置を講じる。
 - 資本金10億円以上の企業への超過課税率を10%に引き上げる。
 - 府債の借り換えを国と銀行に強く求め、金利負担の軽減を図る。
 - 「法人税の偏在是正」の中止、地方への税源移譲の推進、地方交付税の三位一体改革前水準への復元、法人税率の復元、大企業・大銀行に対する優遇税制措置の廃止などを国に強く求める。
5. 市場化テストは行わない。
6. 新たに設置した大阪府経済対策連絡会議は、物価高騰、金融危機、円高などの影響について、府民生活や大阪経済・中小企業、福祉施設など各分野における実態把握を行い、適確かつ機敏な対策を講じる。

(2) 災害対策

1. あらゆる災害に迅速に対応できるよう、災害の想定を不断に充実・拡大し、危険箇所の把握に努め、消防防災体制の充実を図る。
2. 災害の発生が差し迫った時、情報を府民に迅速・確実に伝達し、府民が安全に避難できるシステムを構築する。災害弱者への対策を市町村と共同し、確立する。
3. 消防体制の広域化は、市町村消防の合意を尊重し、拙速に行わない

(3) 同和対策の完全終結

1. すべての同和対策は完全に終結する。人権対策に名を借りた部落解放同盟関係団体への応援や、「大阪府同和問題解決推進審議会」は廃止する。人権センターは廃止し、入

居団体には退去を求める。

- 2．行政データや学力テストを使った旧同和地区の実態調査は作業を直ちに中止し、人権意識調査は二度と行わない。
- 3．旧「同和地区」内の公共施設は、解同などによる独占的利用を許さず、すべての一般市民に開かれた施設として運営するよう市町村に働きかける。
- 4．地域支援人権金融公社に無利子貸付金の返済を求め、すぐに返済できない分は有利子に切り替える。
- 5．「大阪府人権尊重の社会づくり条例」は廃止する。

(4) 地方自治と庁舎のあり方

- 1．WTCへの庁舎移転計画は、住民の利便性、災害対策、職員の利便性に反するものであり、撤回する。
- 2．道州制は推進しない。関西広域連合は府を補完する役割にとどめ、関西州へのステップとなる関西広域連合はつくらない。
- 3．市町村補助金の交付金化は再検討し、施策の削減、予算の削減につながらないようにする。
- 4．市町村合併は住民合意に徹し、市町村への合併協議会設置の勧告や職員派遣など、合併促進のための関与や干渉はしない。
- 5．補助金削減等を武器にした市町村への介入・干渉を一切、止める。
- 6．市町村施設整備貸付金は増額し、償還条件を緩和する。

(5) 清潔・公正、民主的な府政

- 1．府及び外郭団体の発注する事業で不正が発生しないよう、入札制度を不断に改善する。
- 2．知事は、政治資金パーティーなどによる企業・団体からの政治資金集めはしない。
- 3．情報公開を拡大する。計画段階から府民の意見を聞き、府民の意見を施策に生かす。府民団体との懇談を積極的に進める。

- 4 . 綱紀保持基本指針の対象に知事・特別職も加え、綱紀保持を徹底する。職員への外部からの働きかけについて、記録し、一定の基準を設けて府民に公表するなど、公正で透明な府政推進のための手続きを定める。
- 5 . 府幹部職員の外郭団体、府と取引関係にある民間企業への天下りは、厳しく規制する。

(6) 憲法を守り、アジアへの平和の発信

- 1 . 日本がアジアの一員として平和を発信し、地球環境の保全、貧困の解消に力をつくすよう国に求める。憲法に違反する自衛隊の海外派兵など、一切の戦争協力を反対する。
- 2 . アジアとの友好・交流の拡大に力を尽くし、大阪府域の非核・非軍事化をすすめる。
- 3 . ピースおおさかの特別展、企画事業等の予算を元に戻す。

(7) 民主主義と基本的人権の尊重

- 1 . 18歳選挙権の実現を国に求めるとともに、すべての有権者が選挙に参加できるよう条件整備をすすめる。
- 2 . 小選挙区制を止め、比例代表を基本にした制度に改めるとともに、政党助成金を廃止するよう国に求める。
- 3 . 定住外国人に被選挙権を含む地方参政権を保障するよう国に要求する。

第 2 章 生活文化部

(1) 私学教育

- 1 . 国に私学助成拡充を要求する。府は、経常費助成の削減を中止し、単価を当面、国標準まで復元する。
- 2 . 授業料軽減助成は、削減せず金額、適用範囲の拡大を図る。他府県進学者への授業料軽減助成を復活する。
- 3 . 失業、倒産などにともなう父母の収入激減の際の授業料減免制度の拡充を国に求めるとともに、府独自の減免制度をつくる。

- 4 . 老朽校舎・園舎の建て替えに対する施設・設備費補助を実施する。
- 5 . 3 歳児保育料軽減補助金を所得制限なしで継続し、3 歳児の就園率を高める。国に対して就園奨励費補助金を拡充するよう働きかける。

(2) 文化行政の推進

- 1 . 文化予算を大幅に増やし、文化行政の発展を図る。文化芸術団体への助成金を増やす。
- 2 . 大阪センチュリー交響楽団への補助金を削減しない。
- 3 . 関西フィルハーモニー管弦楽団、大阪フィルハーモニー交響楽団、大阪シンフォニカ交響楽団への補助金は廃止しない。
- 4 . ワッハ上方を移転・縮小しない。

(3) 女性の社会参加促進と男女平等の実現、D V 被害対策

- 1 . 2 0 1 0 年以降も、男女共同参画推進財団への運営補助を継続する。
- 2 . 府男女共同参画推進事業の拠点であるドーンセンター事業を後退させない。
- 3 . 府庁の女性職員が働きやすい環境を整え、女性幹部職員登用を積極的にすすめる。
- 4 . 業者婦人の地位向上、自家労賃が認められるよう、所得税法 5 6 条の撤廃を国にもとめる。
- 5 . D V 被害者の自立支援策を拡充する。市町村でも相談窓口を設置し、ワンストップサービスが実施できるように援助する。
- 6 . D V 被害者の民間シェルターやステップハウスに家賃補助や運営費などの財政支援をする。
- 7 . すべての学校、保育所に児童虐待・D V 担当を置く。

(4) N P O 活動

- 1 . N P O 法人の自主性を尊重し、対等・平等の関係を保ちつつ、活動資金の助成や必要

な備品・機材の提供などの支援を強める。

2．NPO法人に、公益法人並みの優遇税制を与えるよう国に求める。

(5) 青年対策

1．有害図書等や退廃文化から青少年を守るために、必要な措置を講じる。

2．青年を暴力団や、薬物からまもる対策を講じる。

3．青少年の文化拠点を、現・青少年会館のある森ノ宮付近に新設し、スポーツ、音楽、演劇など、廉価で楽しめるようにする。

4．総合青少年野外活動センターは廃止方針を撤回し、積極的活用が図られるよう必要な手立てを講じる。

(6) 大学

1．大阪府立大学が、教育・研究の役割を果たせるよう、運営交付金の削減をやめる。

2．大学教職員の適正かつ十分な配置を行う。

3．授業料減免制度を充実する。

第3章 にぎわい創造部

1．関西国際空港2期事業には、これ以上の支援はしない。

2．関西国際空港ゲートウェイ機能強化促進事業は廃止する。

3．関西国際空港連絡橋の国の買取りに際し、府は負担金を支出しない。

4．大阪国際空港については、騒音の軽減、周辺緑地の整備、安全度の向上を図り、地元市には負担を求めない。

5．ミュージアム構想については、府民参加で構想を積み上げ、府民が育てた文化・施設を盛り込む。府民から異論が寄せられているライトアップやイルミネーションなどは、環境に配慮するとともに、慎重に対応する。

第4章 健康福祉部

(1) 医療と介護の安心

1. 後期高齢者医療制度

国に廃止を求める。

広域連合に、保険料減免制度をつくり、制度の運営に被保険者や府民の意思を反映できる仕組みをつくとともに、広域連合議会の定数を人口に見合った定数に増員するよう求める。

市町村と協力して広域連合に財政支援を行い、保険料を軽減する。

2. 「医療改革」と高齢者負担軽減

国に求めること

イ 70歳～74歳の高齢者の医療費窓口負担2割への引き上げは行わない。

ロ 年金から65歳以上の高齢者の国保料の天引きを中止する。

ハ 医療給付を低水準に引き下げる医療保険制度一元化計画は行わず、混合診療や保険免責制度は実施しない。診療報酬の引き下げを行わない。

介護・療養病床の廃止・削減計画の撤回を国に求めるとともに、府として医療難民・介護難民が出ないように、必要な措置を講じる。

3. 国民健康保険事業

資格証明書の発行や、国保証の取り上げ、滞納分の差し押さえは行わないよう市町村に働きかける。子どもがいる家庭への資格証明書を発行しないよう、市町村に徹底する。

国の国民健康保険への責任後退を許さず、国庫負担率を計画的に2分の1に戻し、当面1人当たり1万円の値下げを実現するよう国に要求する。

福祉医療制度の実施に伴う国庫負担金の減額措置や保険料収納率によって調整交付金を減額するなどの制裁措置はやめるよう国に求める。府として市町村、国保組合に対する補助金を増額して市町村の国保料軽減を支援する。

市町村が医療費一部負担金軽減・免除の制度を国保法にもとづいて実施するように府として必要な支援を行う。

入院給食費患者負担に対する府の助成制度を入院乳幼児だけでなく、医療費助成制度の全ての該当者に適用し、国に患者負担の撤回を要求する。

4. 福祉医療制度の充実

福祉医療制度は現行制度を後退させない。

重度障害者医療費助成の対象者を内部疾患3級の手帳所持者に拡充する。

乳幼児医療費助成制度の対象者を早急に就学前まで引き上げる。

国に対し、障害者、乳幼児、ひとり親医療費の助成制度を創設するよう求める。

5. 難病、特定疾患対策の充実

特定疾患事業の後退を許さず、難病患者が安心して療養生活を送られるよう、居宅生活支援事業の内容の充実を国に求める。

府独自の特定疾患医療費の助成対象疾患を増やす。

難病・慢性疾患患者の妊娠・出産に際して、ハイリスク妊娠管理加算等の過大な患者負担や保険外の出産経費について、府としての軽減制度を設ける。

内部障害者・難病患者の社会復帰施設を整備し、雇用を促進する。難病患者にもJR・私鉄・航空運賃割引制度を適用するよう国に求めるとともに、府として独自施策を行う。

難病相談支援センターは、休日も空調設備が使える、電力容量を増やすよう施設を改善する。

難病患者の治療経験交流などのよりどころとなる「難病センター」を建設する。

腎疾患対策を抜本的に強化する。

イ 以下のことを国に求める。

- ・ 腎炎・ネフローゼなどの長期療養者に対する医療費公費負担制度の年齢制限を撤廃する。
- ・ 人工透析施設の地域偏在をなくし、公的病院における夜間透析を実施し、透析医療費は全て公費負担とする。

ロ 重複障害により歩行困難な透析患者の通院について、通院送迎のための施策を講じる。

ハ 合併症による重複障害透析患者の入所施設を整備する。

ニ 人工透析が必要な結核患者が入院できる医療機関を増やす。

6. 介護保険制度の改善

来年の介護保険制度の見直しに際して以下の項目を国に求める

イ 介護給付費の国庫負担金を、調整交付金を含め当面30%に引き上げ、大幅に増やす。介護保険料の軽減を図る。

ロ 事業所に対する介護報酬を大幅に引き上げ、国の責任で職員の賃金を大幅に引き上げる。

ハ 被爆者の介護保険利用料無料制度のうち、訪問介護利用料の所得制限を撤廃する。

ニ 地域包括支援センターや地域支援センターが、地域の高齢者の安心ネットワークの核になるよう職員増のための財政支援を行う。

要介護1、要支援の人が必要とする福祉用具、特に介護ベッドについては低所得者や生活保護受給者に対する府独自の補助や借り上げ制度をつくる

特養ホームの増設や昼間独居対策など施設整備と在宅支援に力を尽くす。特養ホームの待機者を早期に解消する。

施設利用時の給食費、居住費の負担を軽減するため、低所得者減免制度をつくる。

主任介護支援専門員研修の定員を拡大する。受講要件は国基準とし、府独自の要件を加えない。介護支援専門員の更新研修の費用負担を軽減する。

介護事業者における生活相談員の資格要件を改善する。国が明示する資格に加え、

他県で認めている介護福祉士を加える。

(2) 高齢者福祉と生きがい

1. 介護予防、高齢者福祉と生きがい

アクティブシニアの活動を支援する諸施策及び大阪府老人クラブ連合会への運営補助を復活するなど、高齢者の生き甲斐、社会参加を促進する。

高齢者住宅改造助成事業を復活する。

権利金の安い公的ケアハウスの建設を促進し、民間賃貸住宅に住む高齢者への家賃補助制度を創設する。

街かどデイハウス事業は、市町村における「地域支援事業計画」への位置付けを明確にし、介護予防事業として十分な予算が確保されるよう支援する。

働く意欲のある全ての高齢者に多様な形での就労を保障するよう努力する。高齢者無料職業紹介事業やシルバー人材センターを拡充する。

2. 年金制度の改革のために以下の点を国に要求する。

基礎年金への国庫負担を直ちに2分の1に増額し、保険料の引き上げを中止するとともに、申請免除制度を拡充する。年金の財源に消費税を充てない。

最低保障年金制度を創設し、無年金者を救済する。

消えた年金、標準報酬月額の改ざん問題を早急に解決する。

4. 福祉施設職員の人材確保と待遇改善を緊急に行う。

民間福祉施設経営安定化推進事業を復活するとともに、福祉施設職員の給与の底上げの助成を実施する。

新しい「人材確保基本指針」に基づき、利用者負担にならない形で賃金や労働条件の改善が図られるよう人件費財源の引き上げを国に求める。

(3) 医師・看護師確保、地域医療体制の確立

1. 国に対し医師・看護師不足の解消、地域医療の建て直しを求める

国の予算投入で、医師の養成数を抜本的に増やす。

勤務医の過重労働を軽減するため薬剤師、ケースワーカー、助産師などスタッフの増員を図る。女性医師の働きやすい環境をつくるため、産休・育休・現場復帰の保障などを国として支援する。

医療の安全・質の向上、医療従事者の労働条件改善等に係わる診療報酬を引き上げる。

看護師の「7対1」の配置基準を満たしていない全ての病院に対し、診療報酬を緊急に引き上げる。「7対1」基準の報酬を取得できる病院の限定・選別をやめる。

「夜勤は複数、月8日以内」という人事院判定の早期実現など、看護師の労働条件

を改善するための公的支援・診療報酬の改善をすすめる。看護師の社会的役割にふさわしい賃金に引き上げる。

大阪厚生年金病院、星ヶ丘厚生年金病院の売却をやめ、地域の中核病院としての役割を引き続き担うようにする。

2. 医師・看護師確保のため府として次のことに取り組む。

医師会や病院協会などと連携して産科、小児科などの医師を確保し、これらの診療を休止している公的病院の診療を再開できるようにする。

大学医学部の定数をさらに増やすよう要請し、奨学金制度など、必要な措置をとる。

看護師確保対策として、府立大学看護学部の定数を増やし、就労対策を充実させる。准看護師が、正看護師の資格を取得するための学習・受験を保障するため、経済的支援を含めた公的援助を行う。

3. 財政再建を理由にした自治体病院の再編ネットワーク化は行わない。府の「公立病院再編に関する指針」は撤回し、住民と医療関係者、市町村の意向を尊重し、地域医療を確立する。

4. 府立病院機構への補助金を削減せず、機構に以下の事項を要請する。

慢性的な看護師不足を解消するため、労働条件の改善を行う。

呼吸器アレルギー医療センターの診療体制をととのえ、縮小した診療科を元に戻す。人工透析を必要とする結核患者の治療・療養体制を拡充する。

母子保健総合医療センターの分娩室の助産師は、2人体制から3人体制に改善する。精神医療センターの建て替え事業は、PFI方式をとらず、早期に着手する。

5. 救急医療体制の充実

小児科および産科・周産期医療提供体制を拡充するため、産科の医師確保に全力を尽くす。産婦人科診療相互援助システム（OGCS）への協力病院を増やし、国と府の財政支援でNICUを増やす。

休日・終夜の診療を行う小児初期救急診療体制を全ての2次医療圏に確立し、行政区ごとの設置を目指す。

小児2次救急告示病院を増やし、医療圏毎のアンバランスを解消する。

緊急歯科診療体制確保事業を復活する。

6. 安心してお産ができる医療体制の確立

妊婦検診公費負担制度が着実に実行されるように、府が財政支援を行い、14回実施を実現する。

入院助産制度の指定病院を増やし、制度の周知を図る。

助産師、助産院の役割を見直し、地域の助産院を守るために府として公的支援を行う。助産師の養成数を増やし、院内助産所などの設置を促す。病院産科と助産院とのネットワーク化を促進する。

7、保険でよい入れ歯が入れられるよう、歯科診療報酬の抜本改善を国に求める。

(4) 保健・衛生、府民の健康

1. 感染症対策

国の責任ではしかのワクチンを備蓄するように求める。追加接種が必要な人には公費負担ができるよう国に求めるとともに府としても助成する。

保健所職員の研修、拠点病院での医師看護師の配置と医療機器などの整備を行い、SARS、鳥インフルエンザなど新たな感染症対策を充実する。抗インフルエンザ薬とプレパネミック・ワクチンの備蓄をすすめる。国にワクチンの研究・製造のシステムの確立を求める。

2. がん検診

子宮がん検診を毎年受けられるようにし、子宮体がんも対象にする。

乳がん検診のマンモグラフィーによる検査を毎年受けられるよう国に求める。

55歳以上の男性を対象にした前立腺がん検診を実施する。

肝臓がん、すい臓がんなどの集団検診技法の早急な研究、確立につとめる。大阪がん予防検診センターの機能と体制を充実する。

がん検診は公費負担とし、府も一定の財政支援を行う。

3. 特定健診の基本項目に、心電図、貧血検査も加え、特定保健指導については、65歳以降も年齢による「差別」を設けることなく、積極的支援（指導）の対象とするよう国に求める。府として、健診後のケア体制を充実する。

4. 危険な小動物や昆虫、細菌などが日本に入らないよう国とともに監視などに万全を尽くす。血清の確保など、安全対策につとめる。セアカゴケグモ、アライグマなど外来種による直接、または犬や猫、排泄物を介した病原菌・寄生虫などの人への感染対策を早急に講じる。

5. 肝炎ウイルス検査、薬害対策等

市町村と協力して肝炎ウイルス検査の啓発・PRを行う。

肝炎治療特別促進事業の助成対象となる治療を、インターフェロン治療にも広げ、肝がん、非代謝肝硬変患者も含める。1回限り1年以内という助成回数・期間の制限をなくし、自己負担を1万円程度に抑え、低所得者は無料にする。

薬害C型肝炎救済法で、対象外になっているカルテのない被害者や、集団予防接種などでの感染者の救済、対象血液製剤が限定されている問題等の解決を国に要求する。

6. 「食の安全・安心条例」を厳正に適用するとともに、食品偽装をなくすため、食品衛

生法、JAS法の改正、検疫体制の強化を国に求める。食の安全推進課、保健所、府立公衆衛生研究所等の検査体制を強化し、食の危機管理を一元化し、情報の収集、分析、府民への公開を迅速に行う。

7. 府立公衆衛生研究所は、現地で建て替える。

8. 熱中症対策

熱中症予防の広報や注意喚起・警報活動をすすめる。行政機関はもとより、関係府民団体の協力も得て、府民的な運動を推進する。

保健所・地域包括支援センター・福祉事務所などとともに、関係団体・住民団体と協力して酷暑警戒予報日に「危険度の高い独居高齢者」等の安否を確認し、支援する仕組みをつくるなど、予防策の充実に努める。

高齢者世帯などへのエアコンの導入費用や電気料金への補助を行う。

(5) 障がい者支援

1. 国に対し、国連障がい者権利条約の早期批准を要求する。

2. 障がい者自立支援法の抜本的改善について以下の点を国に求める。

福祉・医療への「応益負担」を「応能負担」に改める。

報酬の「日払い」を「月払い」に改める。

施設職員の給与を国の責任で大幅に引き上げる。

地域生活支援事業への国補助金を増額する。

基金事業を継続する。

3. 障がい者自立支援法の実施にあたり府としてつぎの諸点に取り組む。

障がい程度区分認定は障がい特性をふまえたものになるよう調査等を改善する。また、不当に低い判定を受けた障がい者に対しては再調査を実施する。

地域生活支援事業のメニューを増やし、府の独自補助制度を拡充する。

イ ガイドヘルパー派遣事業利用者負担助成金を継続し、ガイドヘルパー養成講座を続ける。

ロ 聴覚障がい者に対する手話通訳派遣事業、生活相談事業を強化する。

ハ 小規模通所授産施設や福祉作業所が新体系に移行するための支援をさらに強めるとともに、2011年までに移行できない場合、府補助金は従来どおり継続する。

地域移行など障がい者の自立を支援するため、ケアホーム・グループホーム機能強化事業を拡充し、実態に合わない国の設置基準を補う。

4. 在宅重度障がい者（児）のショートステイを大幅に増やす。

- 5．障がいの程度と暮らしの実態に見合った就労支援を行う。障がい者職業能力開発訓練校の拡充など障がい者の技術の習得を支援する。就労後の離職を防止するため企業への研修・啓発を積極的に行う。
- 6．精神障がい者権利擁護システムを復活する。
- 7．障がい者施設への灯油、燃料代助成を行う。
- 8．駐車禁止除外指定車標章の対象者を呼吸機能障害4級に拡大する。
- 9．障害者団体連合会、身体障害者福祉協会、視覚障害者福祉協会、聴力障害者協会、精神障害者家族会連合会、精神障害者社会復帰促進協会に対する補助金、および障害者社会参加促進センター、大阪府盲人福祉センターへの施設運営補助金を復活する。
- 10．鍼灸・マッサージへの医療保険の全面適用を国に求め、府も助成制度を実施する。
- 11．肝臓がん、すい臓がんなどの集団検診技法の早急な研究、確立につとめる。大阪がん予防検診センターの機能と体制を充実する。
- 12．無年金障がい者に年金を保障するよう国に求める。無年金障がい者に対する給付金制度を拡充する。
- 13．障がい者スポーツの発展、普及につとめる。

(6) 低所得者対策

- 1．生活保護について国に求めること
通院のための「移送費の支給打ち切り通知」を撤回する。
保護規準引き下げ、期限付き保護、医療費有料化、級地見直しなどの改悪をしない。
123号通知、「生活保護行政を適正に運営するための手引き」を撤回する。
老齢加算、母子加算を復活する。
「夏季加算」を創設する。
被保護者への医療券を医療証に改め、すべての医療機関で受診できるようにする。
府域をすべて一級地とし、勤労控除、各種加算、一時扶助は対象を広げるなど実施要領を改善する。
- 2．生活保護について府としてやるべきこと
申請用紙は窓口置き、申請書は一旦受理するなど、府民の生活保護の申請権を保障するよう市町村に求める。

保護の決定は遅くとも14日以内の法定期限を遵守するよう市町村を指導する。

夏期・歳末一時金を復活する。

自立支援プログラムは、本人の意思を尊重し、市町村に働く場を確保するよう求める。

通院のための移送費を保障する。

生活保護法第63条による費用の返還は、法1条の精神に基づく「最低生活保障」と「自立」という観点を基本に対応する。

- 3．小口生活資金は原資を大幅に増やし、貸付限度額を当面30万円に引き上げる。貸付要件の3カ月条項を廃止し、その他貸付要件を緩和する。
- 4．母子・寡婦福祉資金などの貸付限度額を大幅に引き上げるよう国に求めるとともに、府として金利に対する補助制度をつくる。
- 5．生活困難者に対して、電気、ガス、水道の供給停止を行わないよう関係機関に強く求める。

(7) 被爆者対策

- 1．国に以下の事項を求める

原爆症認定裁判の判決を尊重し、控訴をとりやめ、判決通り原爆症の認定を速やかにおこなう。

被爆2世の医療費助成を国の責任で行う。

被爆者の介護保険利用料無料制度のうち、所得制限を設けている訪問介護利用について、所得制限を撤廃する。(再掲)

- 2．府として次の事項に取り組む

被爆2世の健康審査は受診可能な病院を増やし内容を充実する。

被爆者団体への補助金を復活する。

被爆者の認定は証人のみに頼るのではなく、厚生労働省の通達に基づき速やかに認定する。

(8) 子育て支援

- 1．子どもの医療費助成制度の創設を国に求めるとともに、府として小学校就学前まで引き上げ、所得制限を撤廃する。(再掲)

- 2．保育所の整備

国に対し、社会保障審議会少子化対策特別部会が提起する「保育サービスの提供の新しい仕組み」づくりを中止し、保育に対する国と自治体の公的責任を明確にした児

童福祉法第24条を厳守するよう求める。

待機児解消のため、保育所を計画的に整備する。公立保育所の民営化をやめる。保育環境の低下を招く定員の弾力化を解消する。

市町村の保育施設の大規模改修・増改築を促進するとともに、既設保育所の小規模改修についても援助する。

就学前障害児通園施設に通う児童の兄弟が保育所に通う場合の、保育料の減免制度をつくる。

3．子育て支援保育士事業は交付金化せず、現行どおり運営し、拡充する。

4．学童保育の充実

71人以上の大規模学童保育の分割が早急に行なえるよう府として支援する。

府として「学童保育条例」を制定し、指導員の身分保障や、集団の規模、保育時間などの設置基準を策定する。

5．児童手当の支給額の増額と支給対象年齢の引き上げ、および児童扶養手当は増額し、父子家庭にも支給するよう国に求める。

6．母子寡婦福祉連合会への補助金を復活する。

7．激増する児童虐待・ネグレクトに対応するため、子ども家庭センターの専門職員を大幅に増やす。24時間体制を独自に確立し、充実する。また、児童養護施設職員を増やし、必要な体制と財政措置を講ずる。

8．児童福祉施設で入所が急増している広汎性発達障害児(疑いも含む)に対応するため、職員の加配補助を府独自で行う。

(9) 地域コミュニティの充実

1．小地域ネットワーク事業は交付金化せず、現状を継続する。

2．社会福祉協議会が行っている「社会貢献支援員」への補助金を継続する。

3．コミュニティソーシャルワーカー機能設置事業補助金は交付金化をやめ、全中学校区への配置の目標達成まで現状の10割補助を続ける。

4．成年後見人制度を維持するため、大阪後見支援センターへの補助金は削減しない。

第5章 商工労働部

(1) 中小企業振興を大阪経済活性化の柱に

1. 投機マネーの国際規制に一刻も早く乗り出すとともに、アメリカ発の金融危機に伴う経済対策は、国民の暮らしと中小企業の営業を守り、「働く貧困層」を無くす立場を基本とし、漁業者やクリーニング業など、燃油への依存が高く、価格転嫁が困難な業種への直接補填を拡充するよう国に求める。
2. 「大阪府中小企業振興条例」(仮称)を制定し、中小企業対策予算を大幅に増額する。企業誘致策における多額の補助金は止める。
3. 全事業所実態調査を市町村と協力して実施し、府と市町村の施策に生かす。
4. 中小企業者への金融支援の充実
銀行・金融機関による貸し渋り、貸しはがしを許さず、セーフティネット保証制度の全業種への拡大と適用条件の緩和、金利・保証料の引き下げ、「部分保証」の撤回、信用保証協会への財政支援など、融資を充実・強化するよう国に求める。
府の制度融資については、上限金利や保証料の引き下げ、償還期間の延長など充実を図る。府内金融機関に対して、中小企業への金融の円滑化を強く要請する。
「商工ローン」、システム金融などの悪質・違法な行為を許さず、中小企業者を被害から守る。府として相談体制の強化・充実を図る。
府内全市町村で多重債務相談窓口を設置し、相談体制確立と機能強化ができるよう府として支援を強める。
5. ものづくり技術支援、産業育成・後継者育成の強化
関係機関と協力し、大阪産業の特性を生かした産業の育成、製造業者間のネットワーク構築などを支援する。府立産業技術総合研究所を充実し、大阪市内にも同様の施設を市と協力して設置する。
ものづくりの技術開発や技術継承、後継者育成などに積極的に取り組む。クリエイション・コア東大阪を充実し、いっそうの利用促進を図る。
6. 下請検査官の大幅増員や「下請かけこみ寺」の相談体制強化など、下請企業への「犠牲転嫁」を許さない取り組みのを国に求める。府としても「下請けかけこみ寺」制度の周知、下請二法の周知と厳正適用に努める。
7. 中小企業の仕事増やし
府の中小企業向け官公需発注目標65%を早急に達成する。そのためにも福祉、防災、教育、環境などの生活密着型公共事業を増やし、中小企業向け官公需を拡大する。

府発注工事における「単品スライド制」を拡充する。

府内大企業に対して、府内下請け業者への優先発注を行うよう求める。

8．商店街・市場等の振興

地域住民の暮らしを支え、福祉、文化、歴史に寄与する商店街や市場の活性化への取り組みを強める。空き店舗対策やリニューアル事業などを充実する。

商店街の街路灯への電気料金助成を復活する。

府として、広域的観点で大型店の立地を規制し、地域住民の生活環境保持、商業、文化を継承するための「大阪府まちづくり条例」を制定する。

9．小規模事業経営支援事業費補助金の見直しについては、商工会・商工会議所で雇い止めとならないよう円滑な移行をはかる。

(2) 雇用創出と正規雇用拡大、労働条件の改善

1．大企業に対し、リストラや内定取り消しなどをしないよう強力な指導、監督を国に求めるとともに、府としても正規雇用の拡大と合わせ強く働きかける。誘致補助金を支出した企業に正規雇用を義務づける。

2．労働者派遣法を99年の法改定前に戻し、登録型派遣は認めないなど、労働者保護の立場に立った抜本的改正を国に求める。

3．「ネットカフェ難民」等住居喪失者への就労支援、生活相談を強化するとともに敷金や家賃補助など住宅入居支援を実施する。

4．青年の正規雇用拡大、常勤雇用の確保に力を入れる。高校新卒者をはじめ、若年者を正規採用した中小企業者への補助制度をつくる。

5．JOBカフェは引き続き充実し、青年が利用、相談しやすいものにするるとともに、就職後の定着支援を強める。「ニート」対策など、若年失業者対策を強化する。

6．偽装請負、サービス残業など違法労働の根絶する。企業にサービス残業の是正を求めるとともに、実態調査を行い、必要に応じ企業名を公表する。労働条件・労働者の権利についての啓発に努める。

7．障がい者の雇用促進のため、大企業に対し法定雇用率早期達成を強く要請するとともに、国に指導と未達成企業名の公表を求める。また、内部障がい者や知的障がい者の雇用のため、府として独自の対策を講ずる。中小企業への障がい者採用助成を拡充する。

8．大阪労働局や労基署などとの連携を強め、労働相談を充実させるとともに、解雇、リ

ストラや内定取り消し、求人取り消しの現状を、府としても把握し、適切な対応を図る。

第6章 環境農林水産部

(1) 地球温暖化、ヒートアイランド対策、環境保全

1. 「人に優しく環境を大事にする社会」を目指すため、国に4つのことを求める。

温室効果ガスを2020年までに30%削減する中期目標を確立し、2050年までに80%削減する長期目標をすえて、その着実な実現に取り組む。

最大の排出源である産業分野での削減のため、公的削減協定など実効ある施策を実施する。

原発優先から自然エネルギー重視に転換し、目標を拡大し促進制度を整備する。

国の将来戦略に温暖化対策を位置付け、政府の取り組みを義務づける「気候保護法」(仮称)を制定する。

2. 大阪府の取り組みを抜本的に強化する。

「温暖化防止条例」に基づく対象業者の削減目標とその達成に向け、指導・助言を強化するとともに、大阪府自身の削減目標を早期達成し、さらに目標の引き上げを行い、温暖化、ヒートアイランド防止に取り組む。

大阪府流入車規制の徹底をはじめ自動車交通の総量規制による対策を実施する。

エネルギーの効率的利用をはじめ、太陽光・熱、小水力、地熱、畜産業などと協力したバイオマスエネルギー、建築廃材などによる自然・代替燃料可能エネルギーの開発・利用を促進する。府独自の助成を拡充する。

(2) 公害対策と被害救済

1. 府の環境行政を、汚染者負担の原則、予防原則、住民参加、徹底した情報公開という視点を明確にし、抜本的に強化する。環境アセスメント条例は、新しい公害・環境問題に対応できるよう実態に見合っで見直す。

2. 公害被害者の救済、新たな公害をつくらない

公害指定地域の復活を国に求め、府としても健康被害者への対策を確立する。公害認定患者死亡見舞金は廃止しない。

NOx・PM法に伴うディーゼル車買換えのための融資制度は、必要な予算措置を講じて、中小業者を支援する。低公害車導入助成制度の抜本的拡充を図り、低公害車の普及につとめる。

酸性雨被害を防止するため、窒素酸化物、硫黄酸化物の発生抑制など調査、研究をすすめる、対策を立てる。

交通公害のひどい国道43号線の大気汚染を軽減するため、阪神高速道路西大阪線を一般道路化するよう大阪市に働きかける。

3. アスベスト対策

石綿によるすべての健康被害を救済できるよう、法律の改正も含めて国に強力に働きかける。

府有施設、多くの府民が利用する場所のアスベスト使用施設の対策を早急に完了する。アスベスト含有建築物解体時の飛散防止に万全の対策をとり、作業員、周辺住民への情報提供を行うよう事業者に求めるとともに、対策を講じる中小企業を支援する。二次被害阻止のための国の補助を求める。

寝屋川市の廃プラスチック処理施設周辺住民の健康被害を調査し、操業停止を含めた対策を直ちに講じる。吹田市と八尾市での同様の施設の建設に対し、住民意思の尊重や周辺地域住民に健康被害を及ぼさないよう監視するとともに、十分指導する。

(3) ごみ減量と廃棄物対策

1. 各リサイクル法の活用、拡大生産者責任の徹底による法整備をすすめ、廃棄物の発生抑制と再生利用、資源化を促進するよう国に求める。
2. 産廃処理施設等の立地にあたっては、「循環型社会形成推進条例」の趣旨の徹底を図り、周辺住民の合意と納得を前提とし、事前に有害化学物質も含めた環境影響調査を行い、情報公開の上、環境対策を実施する。プラスチックごみの発生抑制のため、製造・使用・販売する事業者には廃棄の段階まで責任を持たせる仕組みをつくるよう国に求める。
3. 大阪湾に、廃棄物や焼却灰の処分場をこれ以上拡大しない。
4. 農山間地域に産業廃棄物を不法投棄しないよう、森林法や循環型社会形成推進条例に基づく指導を強め、不適正処理は「代執行」も含め、厳正に対処する。
5. 中小企業の公害防止対策や公害対策の研究・開発について、助成制度及び税制上の優遇措置を拡充する。

(4) 農林漁業振興、安全な食料の供給

1. 食料自給率の向上と、都市農業振興を図るため、国に次のことを求める。
 - 米の再生産にも支障をきたす農家の現状を放置せず、100%政府拋出による「不足払い」制度を創設し、生産コストに見合う価格に近づける。
 - 水田10アール1万円の所得補償を実施する。
 - 麦・大豆など主な農産物に価格保障を行い、転作奨励金も充実する。

多様な家族経営を維持発展させるとともに、大規模農家や生産組織を支援する。
農地相続税の大幅な軽減を図り、相続者は終生という営農条件を20年に改める。
生産緑地の指定面積要件を引き下げ、市町村に対し追加指定を奨励する。
貸し農園等、実態として農地としての保全・活用が行われている土地や営農に必要な農業施設用地に対して、相続税納税猶予制度を適用する。
日本農業に打撃となるFTA・EPAには反対する。
ミニマムアクセス米の「義務」的輸入を中止する。

2. 「大阪府都市農業の推進と農空間の保全と活用に関する条例」を真に実効あるものにするため、次の措置を講じる。

大阪版認定農業者の認定対象者を、農業を続ける意思のあるすべての農家に拡大し、認定条件を満たすよう、農業普及員による営農指導、技術指導を強化する。

農と緑の総合事務所の普及員を増員する。

農産物直売所の整備・増設への支援、府内スーパーなどへの直販スペースの拡大を働きかけ、エコ農産物のPRなど、地産地消の取り組みを抜本的に強める。学校給食での府内産農産物の使用、米飯給食の普及を全市町村で取り組むよう、財政面も含め、指導、援助する。また、保育所、福祉施設などにも普及する。

「こまわり産地野菜価格安定化事業」の対象を拡大する。エコ農産物、なにわの伝統野菜の普及に努める。

市町村や農業協同組合が独自に行っている米の生産奨励制度に対して府として財政支援を行う。

条例の実効性を保障するため、「経営改善支援基金」の創設をはじめ、十分な財政措置を行う。

棚田の保存に特別の支援制度を創設する。

3. 大阪府環境農林水産総合研究所について、研究職の採用など機能を充実するとともに独立行政法人化は行わない。水生生物センターの体制を強化する。

4. 魚値の安定、販路の拡大、漁船の省エネルギー化、漁業・水産資源の維持・管理、後継者育成のための青年漁業者支援制度など、漁業の振興と漁業者の継続対策を強める。

5. 大阪府の林業の活性化を推進する。

森林を保全し、林業の振興を図る。間伐に対する府の補助金を増やし、燃料チップをはじめ、間伐材利用をいっそう促進する。

外材の輸入を規制して、木材の自給率を高めるよう国に求める。

府内産材の需要拡大のために、学校・住宅など公共施設や土木工事、商店街のアーケード、歩道のタイルなどに府内産材を使用するよう目標を設定して推進する。

森林組合の経営基盤強化への支援をする。

放置森林対策を拡充する。

林家の後継者支援のために、「林業後継者支援制度」(仮称)の創設を国に求める。

- 6．河内長野市の「ふるさと農道」整備事業の継続は、必要性、費用対効果などを見極め、中止も含め、慎重に検討する。
- 7．南大阪食肉市場（株）と羽曳野と場の統合に新たな公的資金は投入しない。
- 8．大阪府中央卸売市場の機能維持・強化をはかる。

（５）大阪維新プログラム（案）の「財政再建プログラム（案）」で削減・廃止した次の環境・農林水産事業を復活する

- 1．林業振興
 - 林業・木材構造改革事業費
 - 放置森林対策事業費
 - 企業との連携による冒険の森づくり事業
- 2．地球温暖化対策強化のため
 - ヒートアイランド対策導入促進事業
 - 中小企業者省エネルギー等促進事業
 - グリーン電力証書を活用した太陽光発電
 - 燃料電池自動車普及促進事業
 - バイオディーゼル燃料利用推進プロジェクト

第7章 都市整備部

- 1．道路・公園・河川・鉄道など都市基盤施設の整備と維持・管理は、一律削減を止め、住民の安全性と利便向上を確保する立場から、着実に推進する。
- 2．近畿4ダムについては、すべて反対し、安威川・槇尾川ダムは中止する。
- 3．国直轄事業負担金は、廃止を国に求める。
- 4．府道大和川線は府の財政事情に鑑み、府の負担を減らす。阪神高速大和川線とセットですすめられているスーパー堤防事業は、住民の合意を前提とするよう国に求める。
- 5．府財政と土木予算を圧迫する新名神関連府道と淀川左岸線延伸部は、手を付けない。
- 6．箕面山の環境を破壊する新名神高速道路は、建設の中止を国に求める。

- 7．国際文化公園都市関連土木事業は、公共事業から開発者負担の事業に切り替える。
- 8．阪神高速道路の対距離料金制度移行にあたっては、利用者負担の大幅増をもたらさないことを前提にする。
- 9．大阪高速鉄道株式会社は民営化を行わず、料金引き下げ、接続改善、門真以南への南進など、府が設立した公共輸送機関としての役割を今後とも発揮する。
- 10．死角になりやすい歩道橋は改修し、利用者を犯罪から守る。利用者が少なく、歩道の幅員を狭め、通行に支障をきたしている歩道橋は、安全性を十分調査したうえで、撤去も含めて検討する。

第8章 住宅まちづくり部

1．府営住宅

低所得者の家賃負担を軽減する府営住宅家賃減免は後退させない。減免要綱の改定は、原案を入居者にわかりやすく説明し、入居者の意見をよく聞いた上で決定する。

府営住宅の地位承継の範囲に、不安定雇用などの低所得者と「その他やむを得ないもの」を含める。

府営住宅整備への一般財源投入額を従来どうり確保し、耐震化と建て替えを計画どうりすすめる。

府営住宅の総量を確保し、空き住宅を活用して、若年世帯向けの住宅を確保するとともに、建て替えを利用して、地域間のアンバランスを是正する。

府営住宅の建て替えで生じた土地は、駐車場、公園・緑地、福祉施設の整備など、公共の目的に利用する。民間には売却しない。

2．地震等の災害対策

住宅の耐震化助成は、すべての市町村が取り組めるよう、援助を充実する。

住宅耐震化に小規模事業者も取り組めるよう、研修と技術習得を支援する。

密集住宅市街地整備促進補助金は、予算額を復元し、より効果が上がるよう、改善を進める。

3．公共事業のあり方

府発注事業は、中小事業が受注できるよう分離・分割発注などを広げ、中小企業発注率65%を達成する。PFI方式による発注はやめる。

すべての府発注工事に、施工体系図や下請契約書の提出などを求め、下請代金の支払い状況のチェックなどで、適正な下請契約の締結を指導する体制をつくる。

4．大型開発の見直し

箕面森町第3区域への新名神高速道路工事から生じる残土の投入は、認めない。

りんくうタウンは、ともに開発を進めた大企業・大銀行に応分の負担を求め、赤字を減らす。

阪南スカイタウンは赤字補填の公費投入を減らすよう、一層の見直しをすすめる。

5．その他

駅のバリアフリー化は、予算額を復元し、計画どおりすすめる。

住宅供給公社たんたい住宅の建て替えは、オフバランス手法にこだわらず、必要性にもとづき、再生地の処分益も活用して積極的にすすめる。

千里・泉北ニュータウンの再整備については、良好な住環境を守り、居住者の利便を向上させることを基本にすすめる。再生地の利用は、住民合意ですすめる。

第9章 水道部

1．水需要予測を早急に見直し、過大な今後の施設整備・更新計画を抜本的に再検討する。

2．大幅黒字を毎年もたらす高すぎる水道料金は、値下げする。

3．大阪市との統合協議は、府が府民全体に安全・安定・安価な水道水を供給する責務を負っていることを踏まえ、慎重に対応する。

第10章 教育委員会

(1) 教育行政

1．憲法、子どもの権利条約の理念を生かし、すべての児童・生徒に基礎学力、豊かな情操と体力、市民道徳を保障する教育条件の整備をすすめる。

2．「大阪の教育力向上へ向けた緊急対策」は、教育行政が、教育の中身や方法にまで踏み込むものであり、撤回する。

3．30人学級の早期実現を国に求めるとともに、府としても独自に、当面小3、中1に35人学級を拡充する。

4．大阪府の「教職員定数配置基準」を改善し、養護学級重度加配、生徒指導・進路指導

の加配、養護教諭の複数配置など、教職員定数を増やす。

- 5．学校・園の安全対策を抜本的に強化する。「学校安全緊急対策事業」を2009年度以降も継続するとともに、政令市を含め、幼稚園・保育所などにも拡充し、単価を引き上げる。
- 6．教員の宿泊を伴う業務の旅費は実費を支給する。
- 7．いじめ・不登校対策として、子どものシグナルを見逃さないために、保健室やカウンセラーを充実させ、スクールメイトやハートケア・サポーターの配置を存続させる。
- 8．「新たな職の設置」（「首席」「指導教諭」）は廃止する。
- 9．「評価・育成システム」、「成果主義賃金」を廃止する。
- 10．「日の丸」掲揚や「君が代」斉唱の押しつけをやめる。
- 11．「人権教育」などの名による「同和教育」をやめる。
- 12．教職員の多忙化を解消し、勤務条件の改善を図る。労働安全衛生体制を整備・確立し、メンタルヘルスを確保する。
- 13．学校施設の耐震補強への補助単価・補助率の引き上げ、および府立学校の耐震化への補助制度の創設を国に求めるとともに、市町村立小中学校への府の補助制度を創設する。府立学校の耐震化を前倒し実施する。

（2）義務教育

- 1．夜間中学実施市への就学援助補助を継続する。
- 2．義務教育費国庫負担制度の2分の1助成復活を国に求める。学校事務職員・栄養職員の給与費・旅費の復元と基準財政需要額の大幅な引き上げを国に求める。
- 3．小・中学校の大規模改修への財政措置拡充を国に求める。
- 4．栄養士の全校配置をすすめる。
- 5．「学校給食法」にもとづく中学校給食が全校で実施できるよう支援する。
- 6．児童・生徒の健康について「学校保健法」に基づく悉皆調査を行い、実効ある対策を

講じる。

- 7．事務職員の就学援助加配は、標準法どおりに配置する。
- 8．府内の学校に専任の司書教諭を配置し、学校図書館の機能充実をはかる。
- 9．全国いっせい「学力テスト」の中止を国に求める。全国「学力テスト」の市町村の参加を強制せず、今後、知事を含めて市町村結果の公表はしない。
- 10．旧同和地区を対象にした学力調査は、今後実施しない。

(3) 高校教育

- 1．府立高等学校特色づくりは中止する。「進学指導に特色のある高校」(進学指導特色校)は設置しない。
- 2．希望者全員入学を目指し、全日制高校への進学率を引き上げる。公立中学校卒業生の公私受入れ比率「7対3」を維持する。
- 3．府立高校の中退者対策をすすめる。
- 4．全国一高い府立高校授業料は、全国平均の水準に引き下げる。入学料は値上げしない。エアコン使用料の徴収は中止する。
- 5．府立高校授業料減免制度は、改悪前に戻すとともに、生活悪化などによる途中申請については速やかに減免が開始されるよう改善する。
- 6．府立学校教務事務補助員等の廃止計画は撤回し、雇用を守る。制度廃止による教育水準低下を招かない措置を講じる。
- 7．府育英会の奨学金制度を元に戻す。入学資金貸付制度は拡充する。
- 8．クラブ活動を振興する。
- 9．「知的障害のある生徒の受け入れ」については、本人の学習権と発達を保障するのに最も適切な就学形態に留意し、入学後の条件整備を行う。
- 10．廃校となった高校の跡地については、地域住民、市町村などの意向を踏まえ、活用計画を立てる。

(4) 支援教育

- 1 . 支援学校における過密・過大の解消及び通学区域の縮小、通学時間の短縮を図るなど教育条件の改善を図る。とりわけ知的障がい児童・生徒数の増加をふまえ、早急に小・中学部、高等部併設の支援学校新設の計画をたてる。
- 2 . 小・中学校の支援学級は、障がい種別ごとに学級を設置する。重度重複加配教員を復活する。
- 3 . 通常学級に学ぶ障がい児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育を保障する条件を整備する。通級指導教室をすべての小中学校に設置する。
- 4 . 医療的ケアが必要な重度障がい児の教育を保障するための諸条件を整備、充実する。スクールバスにリフトやリクライニング(ベッド)シート、必要に応じトイレを設置する。
- 5 . 卒業後の進路保障対策をいっそう充実する。
- 6 . 訪問学級、院内学級の増設を図り、病弱児、病気療養児の教育を保障する。特に母子保健総合医療センターの院内学級の教室を整備する。高等部の訪問教育を充実する。
- 7 . 支援学校での給食の民間委託を止めること。直営自校方式により、より豊かで安全な給食を保障する条件整備をすすめる。
- 8 . 放課後、休日や長期休業中など地域における障がい児の豊かな生活と発達を保障するための社会教育施策を拡充する。

(5) 社会教育・体育

- 1 . 国際児童文学館は、現地で存続させる。
- 2 . 弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館の特別展、企画事業等の予算は元に戻す。
- 3 . 府立体育館は、興行中心でなく、アマチュアスポーツの殿堂としての役割を堅持する。
- 4 . 臨海スポーツセンターは耐震対策を実施し、存続させる。
- 5 . 放課後、休日や長期休業中など地域における障がい児の豊かな生活と発達を保障するため、社会教育施設を拡充する。

第 1 1 章 公安委員会

- 1 . 女性を性犯罪から守る。「少女買春」、風俗などの犯罪の取り締まりを強化する
- 2 . 性犯罪被害事件の被害届に際しては、被害者が 2 次被害を受けないよう、万全の配慮を行う。
- 3 . 診療機器を積んだ歯科の往診車については、駐車禁止規制の対象外として除外標章を交付する。中小零細な事業者が行う貨物の積み卸しや商品の配達、メンテナンスなどに使用する車両は実態に応じて許可証を発行する。
- 4 . 交通事故多発交差点は、歩車分離式信号の導入など改良をすすめる。信号機は、府独自に設置予算を組み、府内市町村や府民の要望にもとづき、速やかに増設する。
- 5 . 市町村と協力し、登下校時をはじめとした子どもの安全を守る。子どもの安全「見守り隊」への援助を強める。地域住民組織への協力を強める。
- 6 . 府民、自治体が要望する場所への交番設置を速やかにすすめる。交番を無人状態にしない。
- 7 . ひったくり、侵入盗などの対策
パトロール体制を強化する。
スーパー防犯灯や街路灯を増設する。そのための助成を増やす。
- 8 . 右翼団体、暴力団対策
府民の生活を脅かし、政治活動を妨害する右翼団体を厳正に取り締まる。
経済団体、政治結社の仮面をかぶった暴力団については、暴力団対策法なども駆使し、厳しく取り締まる。暴力団と政界・財界との癒着は徹底的に捜査、解明を行う。
府民からの苦情や被害届けなどの受付相談窓口を充実する。
- 9 . ビラまき、ポスターはり、街頭宣伝行動に対する府警の憲法違反の不当な干渉、介入、弾圧をやめさせる。
- 1 0 . 組織犯罪対策法の廃止を国に求め、共謀罪、国家機密法の制定に反対する。
- 1 1 . 警察は、本来の責務である国民の生命、財産、基本的人権の擁護に徹するよう警察機構の抜本的改革につとめ、警察官の憲法をはじめ国民の人権を守る意識を育てる。

- 1 2 . 警察官の不祥事を根絶するため、綱紀肅正につとめるとともに、警察人事を公平・公正に行わせる。
- 1 3 . 年次有給休暇の完全取得など警察官の待遇改善に取り組む。
- 1 4 . 女性警察官を計画的に増員するとともに女性警察官を政策決定に参加させるよう幹部に登用する。
- 1 5 . 警察官待機宿舎の整備を急ぐ。
- 1 6 . 警察病院への事件関係者（被害者、加害者、警察官）用としての常時ベッド4台分確保のための補助金を復活する。